

令和3年度

盛岡市社会福祉事業団常勤嘱託・非常勤職員募集案内

(保育士・相談支援専門員・生活支援員・母子支援員)

- 受付期間 令和3年11月1日(月)～令和3年12月28日(火)

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局

〒020-0886 盛岡市若園町2-2 盛岡市総合福祉センター内

電話 019-613-2162 fax019-613-2163

令和4年4月1日に採用する社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団常勤嘱託・非常勤職員の選考試験を次のとおり行います。

1 職種区分及び採用予定人員

職種区分	採用予定人員	職務内容
A 保育士 (常勤嘱託)	4名	保育所(津志田つばさ園又は、ながい保育園)における、保育業務全般。
B 相談支援専門員 (常勤嘱託)	1名	児童発達支援センター(盛岡ひまわり学園)又は相談支援事業所(もりおか障害者自立支援プラザ)における障害児計画相談並びに支援計画作成、モニタリング等計画相談に係る業務全般。
C 生活支援員 (常勤嘱託)	1名	障害者通所支援施設(しらたき工房)における、障がい者への作業活動支援や日常生活支援業務全般並びに支援計画作成業務等、しらたき工房の場合、グループホームでの月1～2回程度の宿直があります。
D 母子支援員 (非常勤)	1名	母子生活支援施設(かつら荘)における、母子世帯の保護並びに自立促進のための生活支援及び児童の養育支援業務及び関係事務全般。

2 受験資格

- (1) 盛岡市に通勤可能な者
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有している者
- (3) 普通自動車運転免許証
- (4) A 保育士 : 保育士の資格を有する者。
B 相談支援専門員 : 実務経験者で相談支援従事者初任者研修を終了し、相談支援専門員の要件を有する者。又は、実務経験者で相談支援従事者研修の受講資格を有する者。
C 生活支援員 : 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。
D 母子支援員 : 保育士、児童指導員任用資格のいずれかの資格を有する者。又は、児童福祉施設に2年以上従事経験のある者。

※ 上記に該当していても、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間

土曜・日曜日、祝日を除き令和3年11月1日（月）から令和3年12月28日（火）まで
（受付時間は、午前8時30分から午後5時30分まで）

- ◆ 郵便で送付のものは、令和3年12月28日（火）までに到着したものに限り受け付けます。

4 受験手続

受験の申し込み

採用試験申込書、市販の履歴書に必要事項を記入のうえ写真を貼り、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局に提出してください。

5 試験の方法等

- (1) 書類選考（書類選考の上、書類選考合格者に対して面接試験を行います。）

*面接試験の詳細は、**書類選考合格者に対してのみ令和4年1月17日（月）までに電話でお知らせいたします。書類選考合格者は、資格を証明する書類の写しを提出いただきます。**

***応募いただきました書類は、返送いたしません。**当方にて責任をもって処理させていただきます。

- (2) 面接試験

令和4年1月23日（日）時間は別途ご連絡いたします。

盛岡市総合福祉センター2階 事業団事務局会議室

7 合格者の発表

面接試験受験者全員に合否について文書により通知します。

8 勤務の条件等

- (1) 勤務箇所（予定）

A 保育士 津志田つばさ園（盛岡市津志田西二丁目19番58号）

又は、ながい保育園（盛岡市永井10地割172番地）

B 相談支援専門員 盛岡ひまわり学園（盛岡市前九年三丁目12番38号）

又は、もりおか障害者自立支援プラザ（盛岡市三本柳13地割42番1号）

C 生活支援員 しらたき工房（盛岡市川目第15地割1番地6）

D 母子支援員（非常勤） かつら荘（盛岡市前九年三丁目7番1号）

- (2) 勤務の条件

A 保育士：常勤嘱託勤務時間：週40時間（日曜日及び4週間につき4日）。

勤務地：津志田つばさ園・ながい保育園

早出勤務 6時45分から15時45分

普通勤務 8時15分から17時15分

遅出勤務 10時15分から19時15分

- B 相談支援専門員：常勤嘱託勤務時間：週 40 時間（土曜日及び日曜日）。
勤務地：盛岡ひまわり学園 8 時 15 分から 17 時 15 分
もりおか障害者自立支援プラザ 8 時 30 分から 17 時 30 分
- C 生活支援員：常勤嘱託勤務時間：週 40 時間（土曜日及び日曜日）。
勤務地：しらたき工房 8 時 15 分から 17 時 15 分
※関連グループホームで月 1～2 回程度の宿直があります。
勤務時間：17 時 15 分から 8 時 15 分（仮眠あり：21 時～6 時）
- D 母子支援員：非常勤職員勤務時間：週 30 時間（土曜日及び日曜日）。
勤務地：かつら荘 9 時 00 分から 16 時 00 分
早出勤務 7 時 30 分から 14 時 00 分
中出勤務 12 時 00 分から 18 時 30 分
遅出勤務 14 時 30 分から 21 時 00 分

(3) 身 分

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団常勤嘱託職員（A・B・C）
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団非常勤職員（D）

(4) 任用期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとします（以後 1 年毎の契約）。
勤務成績・勤務状況等を勘案し、通算 5 年を超えない範囲内で任期を更新することがあります。

(5) 報酬の額

- A 保育士, B 相談支援専門員, C 生活支援員
月額 179,100 円 賞与等 年 2.55 ヶ月分以内
通勤手当（公共交通機関の場合上限 55,000 円, 交通用具の場合上限 35,000 円。）
寒冷地手当（年間 36,800 円）* 令和 3 年度実績
- D 母子支援員（非常勤）
月額 149,500 円 賞与等 年 2.55 ヶ月分以内
通勤手当（公共交通機関の場合上限 55,000 円, 交通用具の場合上限 35,000 円。）
寒冷地手当（年間 36,800 円）* 令和 2 年度実績

(6) 福利厚生等

健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険, 労災保険の各制度に加入します。

9 その他

- (1) 受験手続きなどについては、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局総務課（工藤・荒木田 019-613-2162）へお問い合わせください。

